

第 1 回審議会におけるご意見及び対応等

分類		ご意見	対応（見解）
ご意見を受け修正したもの	規制対象等	<p>論点①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例施行後に市要綱が廃止されるのであれば、要綱の対象であった「切土」についても規制対象とすべきではないか。 ・ 許可対象に規定されなかった要綱の規定について、許可の対象としないのであれば、届出制等として残したほうがよいのではないか。 ・ 市街化区域も許可対象とすべきではないか。 ・ 容積、形状によっては、小規模の埋立てでも崩落の危険があるのではないか。 	<p>ご指摘を踏まえ、切土や市街化区域を追加するとともに、軽易な埋立て等についての届出制を設けるといった見直しを行いました。</p> <p>【資料 2】 1. 規制対象等】</p>
	汚染土への対応	<p>論点②</p> <p>水質検査については、実施させるべきではないか。</p>	<p>水質検査の実施及び報告を規定することとしました。</p> <p>【資料 2】 4. (1) 許可を受けた又は届出が受理された事業者の義務】</p>

分類	ご意見	対応（見解）
検討したが対応困難なもの	<p>論点③ 放射能汚染土への対策を考えるべきではないか。</p>	<p>国において、土壌は本来貴重な資源であり、除去土壌の再生利用については、今後、地元の理解を得て利用をめざすとされていることから、現時点で条例において規制する必要性や合理性を示すことは難しいと考えています。</p> <p>ただし、市民の安全安心の観点から、パトロール時等に可搬式測定器で確認することなどを立ち入りマニュアル等に盛り込むことを検討します。</p> <p>なお、国における現在の考え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法において、原発事故に伴う除染で生じた除去土壌や指定廃棄物（8000 ベクレル/kg を超える廃棄物）の投棄を禁止しています。 平成 28 年 6 月 30 日（平成 30 年 6 月 1 日一部追加）に国が示した「再生資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的な考え方」において、8000 ベクレル/kg まで処理した除去土壌や再生資材について、適切な管理の下、再生利用していくことが示されています。
	<p>論点④ 他都市からの土砂の流入を規制している自治体もあるが、堺市もそうすべきではないか。</p>	<p>他都市からの流入を規制することは、財産権を制限することとなり、条例で規制する場合には、その必要性や合理性が問われることとなります。</p> <p>土砂等については、有効な資源として広域的に活用されている側面もあることから、流入規制を行うことの必要性や合理性を示すことが難しいと考えています。</p>

分類	ご意見	対応（見解）
検討したが対応困難なもの	<p>適正な履行の確保</p> <p>論点⑤ 事業者が倒産する場合なども想定し、実効性のある条例とするため、他市事例を参考に、保証金や手数料等の徴収を検討すべきではないか。</p>	<p>保証金や手数料について、他都市事例を調査・整理しました。【参考1】</p> <p>●手数料について 手数料の徴収においては、調査の結果でも示されたとおり、大阪府や周辺都市との整合性も問われることから、現在のところ徴収を考えておりません。なお、手数料とは、行政が行う事務への対価であることから、事業者に対する実効性の担保として、徴収するものではないと考えています。</p> <p>●保証金について 調査の結果、都道府県や政令市の多くの自治体では、保証金の徴収を行っておらず、本市においても、以下の理由から保証金の徴収を行うことは難しいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証金を徴収することは、事業をするにあたって必要以上に資金が必要となるため、周辺の他自治体へ事業が流れ、不適切と考える。 ・必要以上の資金が必要となる場合、小規模事業者にとっては、禁止につながることとなり、営業の自由もしくは財産権を制限することとなり、不適切と考える。 <p>以上のことから、手数料や保証金の徴収ではなく、欠格要件や資力の確認を行うとともに、申請書類や立入検査において、厳格に審査・確認するほか、土地の所有者にも責任を負わせることで、適正な履行を確保していくことが適切と考えます。</p>

分類	ご意見	対応（見解）
ご意見のとおりのものご質問への回答	<p>規制対象等</p> <p>許可対象外の行為でも行政処分できるのか。 また、どのような埋立てが崩落のおそれのあるとして、改善命令等の対象となるのか。</p>	<p>全ての埋立て等の行為について「崩落等の防止」の規定を設けることにより、許可等の対象行為か否かにかかわらず、規則や技術指針で定める構造基準を満たしていない埋立ては、崩落のおそれがあるとして、改善命令等の対象とすることを考えています。</p> <p>【資料2】 1. (3)①崩落等の防止 【資料2】 5. (2)行政処分、公表、罰則】</p>
	<p>どのように崩落等のおそれのある行為を発見するのか。</p>	<p>許可等の手続きが行われているものについては定期パトロールを行います。許可等の対象にならない行為については、上記パトロールや市民からの通報による発見を想定しています。</p>
	<p>取り締まりの対象について、事業者のみか、それとも土地所有者も含まれるのか。</p>	<p>土地所有者にも定期的な確認や不適正な埋立て等の報告を義務付けることを考えています。</p> <p>【資料2】 4. (2)土地所有者の義務 【資料2】 5. (2)行政処分、公表、罰則】</p>
<p>条例の対象範囲</p>	<p>工事完了時までが条例の対象となるという理解でよいか。 また、工事が完了した後の安全性について、どう考えているのか。</p>	<p>ご意見のとおりです。 また、工事完了後は、埋立て等の目的に応じ他法令で適切に規制されることになり、土地所有者においても将来にわたり管理責任を負うものと考えています。</p>
<p>事前協議手続き等</p>	<p>事前協議について、誰と誰との協議になるのか。 事前協議において、市から事業者を指導することはできるのか。</p>	<p>事前協議は市と事業者（申請予定者）との協議となり、現地確認、安全基準や排水計算等の書面確認、周辺住民への説明会の開催等を確認するとともに、明らかに構造等に問題がある場合は修正等の指導を行います。</p>
<p>周辺住民への周知等</p>	<p>周辺住民への説明会等を規定するのか。</p>	<p>申請にあたり、周辺住民への説明会の開催を義務付けることを考えています。</p> <p>【資料2】 2. (3)周辺住民への周知】</p>
	<p>現地に許可番号の掲示はさせるのか。</p>	<p>標識の掲示を義務付けることを考えています。</p> <p>【資料2】 4. (1)許可を受けた又は届出を受理された事業者の義務】</p>
<p>汚染土への対応</p>	<p>搬出元の土砂の確認方法について、府条例と同様の制度となるのか。 また、土壌汚染が判明した土砂については搬入不可という認識でよいか。</p>	<p>ご意見のとおり、搬出元の土砂の確認については府条例と同様の方法を想定しており、土壌汚染が判明した土砂については搬入を禁止します。</p> <p>【資料2】 4. (1)許可を受けた又は届出を受理された事業者の義務】</p>

分類	ご意見	対応（見解）
規制遵守 の担保	埋立て等の行為が適正に行われているかをチェックするため、書類や現場の確認、工事 中の立ち合いなどをどのように 行うのか。	事前協議の段階で書面や現地の確認 を行い、必要に応じて指導すると ともに、工事中においても報告徴収 や立入検査の規定を設けることを 考えています。 【資料2】 2. (1)事前協議 【資料2】 5. (1)報告徴収及び立入 検査】
	工事中に抜き打ちでの立ち入り を行ってほしい。	立入検査については、抜き打ちで 行うことを基本とします。
その他	有識者ヒアリングについて、 ヒアリング内容の整理が必要 ではないか。	ヒアリング内容を整理しました。 【参考3】